

【公開版】

# 再処理施設の設計説明分類の設定等について

---

---

令和5年8月4日



日本原燃株式会社

## 設計説明分類の設定等について

- ◆ 再処理施設の共通12の作成にあたっては、設計説明分類の設定（設計基準、重大事故）、設計説明分類を踏まえた説明グループの構成、関連条文の説明方法等の整理が必要となる。
- ◆ 設計説明分類については、主に以下の事項を踏まえて再整理した考え方を本資料で整理する。
  - 設計基準と重大事故を分けて設計説明分類を設定するのではなく、纏めて再整理する。
  - 設計基準と重大事故の設計説明分類を纏めるには、設計基準と重大事故における説明事項の類似性に着目した整理が必要であることから、重大事故等対処設備に関する構造説明に必要な説明事項（第36条要求）を網羅的に示した上で、DBと関連性のある説明事項とSA固有の説明事項を明確にする。
  - DBと関連性のある説明事項については、DB及びSAにおける説明事項の差を明確にした上で、設計基準と合わせて説明ができるか否かを整理する。なお、本整理は別資料「設計基準と併せて評価等を行う項目に係る設計説明事項の整理：8/7資料提出予定」にて行う。
  - 上記の整理を踏まえ、設計項目と設備及び設計説明分類の関係を整理したマトリクス表を作成し、関係の違いを明らかにした上で説明内容が同じものは纏めて分類を設定するか、一部差分があることを踏まえて分けて分類を設定するかを再整理する。
- ◆ なお、今回再整理した設計説明分類の見直しの考え方については、今後、「共通12：申請対象設備の類型分類及び構造設計等について」へ反映する。

### ◆ 設計説明分類の設定 (基本的な考え方)

- ➡新規制基準での規則要求の追加、変更等に係る事項、新規制基準に係る変更許可申請で規則要求の追加、変更等に関わらず設計変更等を行った事項、有毒ガスに係る変更事項に関する構造設計等の説明を漏れなく実施できる設計説明分類を設定
- ➡同じ申請対象設備に対して複数の要求が関連するため、構造設計等に関連性があり、併せて説明する必要のあるものを類型し、設計説明分類を設定
- ➡今回の設工認で変更が生じた事項を主に説明する再処理施設や廃棄物管理施設における設計説明分類は、既認可からの変更（新規設備、改造設備）に主に関連する事項を要求する条文を主条文とし、この主条文を軸に、構造設計等の関連性を踏まえて分類を設定する。関連性については、「添付－1 設計項目および設計説明分類の関係整理に係るマトリクス表」の整理した結果を参照する。
- ➡なお、設計説明分類の設定にあたっては、上述のとおり、1つの設備に対して主条文を決めて設計説明分類を設定するため、1つの設備に対して設計説明分類を1つ設定する。（1つの設備に対して複数の分類は設定しない。）
- ➡設計基準と重大事故で兼用する設備は、設計基準の設計がベースとなって重大事故の設計を行うことを考慮し、設計基準を主条文として設計説明分類を設定する。
- ➡重大事故の専用設備は、重大事故等対処設備として設計説明分類を設定するが、環境条件の設計の考え方が設計基準と大部分が同じであることから、設計基準で設定した設計説明分類の項目で代表して説明する。
- ➡なお、重大事故特有の説明事項である「個数及び容量」は、個数及び容量の具体的な内容自体は「2－2 評価・解析等」に該当するものの、システム設計が前提としてあって示されるものであることを考慮し、システム設計に関する内容を共通12で説明する。本説明は重大事故等対処設備として設定した設計説明分類の中で説明する。また、重大事故特有の説明事項である「操作性の確保」についても、システム設計として説明すべき内容であることから、重大事故等対処設備として設定した設計説明分類の中で説明する。

上記の基本的な考え方の前提として、重大事故等対処設備に関する構造説明に必要な説明事項（第36条要求）に対するDBとの関連性について考察した内容を次頁の表に示す。

本表の整理にて、DBとSAの設計プロセス比較が必要と判断された項目については、別資料「設計基準と併せて評価等を行う項目に係る設計説明事項の整理：8/7資料提出予定」にて、DB及びSAにおける説明事項の差を明確にした上で、設計基準と合わせて説明ができるか否かを整理する。また、その分析結果を基にP5以降の「具体的な分類の考え方」に展開する。

# DBと関連性のある説明事項とSA固有の説明事項の整理結果一覧

第36条要求事項（説明事項）		DBとの関連性	考え方	設計プロセス比較	
多様性、位置的分散		SA特有の説明事項	DB⇔SAの位置的分散、常設SA⇔可搬SAの位置的分散に関する内容であり、SA特有の説明事項	-	
悪影響防止	MOXとの共用	DBと関連性のある説明事項	必要な個数、容量を確保し悪影響を防止する考え方はDBSA共通であることから、DBSA合わせて設計内容を説明する。MOXとの共用によって悪影響を与えないよう必要な個数、容量を確保することはDB、SAで差が生じるものではなく、また、常設可搬で差が生じるものではないことから、本項目としての設計プロセスの比較は省略する。	-	
	電氣的、系統的な影響	SA特有の説明事項	SA⇔DBへの悪影響の観点であり、SA特有の説明事項	-	
	可搬型放水砲	SA特有の説明事項	可搬型放水砲の考慮はSA特有の説明事項	-	
	飛来物（竜巻）	DBと関連性のある説明事項	屋外保管の可搬SAが飛来物とならないための固縛に関する設計であり、DBにおいても類似する内容がある ⇒固縛に関する措置は、「環境条件（竜巻）」における措置と同じであることから「環境条件（竜巻）」と合わせて比較	-	
	内部発生飛散物	DBと関連性のある説明事項	積働部を有するSA設備が飛散物となつて周辺設備へ悪影響を及ぼさないことに関する設計であり、DBにおいても類似する内容がある ⇒「環境条件（内部発生飛散物）」と合わせ比較	-	
個数及び容量		SA特有の説明事項	SAIに関する系統、システム設計を基にした機器個別の個数・容量の設定に関する内容であり、SA特有の説明事項	-	
環境条件	重大事故等の条件（温度、圧力、放射線、湿度）	DBと関連性のある説明事項	SA発生時の環境（内部流体温度・圧力、環境温度・圧力、湿度、放射線）に対する設備の健全性確保に関する設計及び評価に関する内容であり、DBSAで評価条件が異なるのみで内容は同じであることからDBSA合わせて設計内容を説明する。なお、DBSAで説明内容に差がないことから本項目としての設計プロセスの比較は省略する。	-	
	汽水	SA特有の説明事項	汽水の考慮はSA特有の説明事項	-	
	地震（1.0Ss）	DBと関連性のある説明事項	DBSAの双方に条文要求がありDBSA合わせて設計方針が展開されているため、DBSA合わせて設計内容を説明する	-	
	地震（1.2Ss）	DBと関連性のある説明事項	「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」を参照	-	
	津波	DBと関連性のある説明事項	DBSAの双方に条文要求がありDBSA合わせて設計方針が展開されているため、DBSA合わせて設計内容を説明する	-	
	内部火災	DBと関連性のある説明事項	DBSAの双方に条文要求がありDBSA合わせて設計方針が展開されているため、DBSA合わせて設計内容を説明する	-	
	溢水	DBと関連性のある説明事項	漏えいによって発生する被水、浸液、蒸気に対する防護措置に関する設計及び評価に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある	要	
	化学薬品漏えい	DBと関連性のある説明事項	漏えいによって発生する被液、浸液に対する防護措置に関する設計及び評価に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある	要	
	放射性物質を含む配管の全周破断	DBと関連性のある説明事項	設計基準より厳しい条件の要因となる事象でありDBでは想定していないが、漏えいによって発生する被液、浸液に対する防護措置に関する設計及び評価に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある ⇒上記のとおり、溢水に対して漏えい源、漏えい量の想定の違いだけであることから、「環境条件（溢水）」と合わせて比較	-	
	風（台風）	DBと関連性のある説明事項	風荷重に対して健全性を確保するための設計及び評価に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある ⇒風（竜巻）による風荷重は竜巻による風荷重に包含されるため「環境条件（竜巻）」と合わせて比較	-	
	竜巻	DBと関連性のある説明事項	風荷重に対して健全性を確保するための設計及び評価に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある	要	
	凍結	DBと関連性のある説明事項	凍結に対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	高温	DBと関連性のある説明事項	高温に対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	降水	DBと関連性のある説明事項	降水に対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	積雪	DBと関連性のある説明事項	積載荷重に対して健全性を確保するための設計及び評価に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある ⇒積雪による積載荷重は降下火砕物による積載荷重と合わせて考慮されることから「環境条件（火山）」と合わせて比較	-	
	落雷	DBと関連性のある説明事項	落雷に対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	火山の影響	DBと関連性のある説明事項	積載荷重に対して健全性を確保するための設計及び評価に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある	要	
	生物学的事象	DBと関連性のある説明事項	生物学的事象に対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	森林火災	DBと関連性のある説明事項	森林火災に対して健全性を確保するための設計及び評価に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある	要	
	塩害	DBと関連性のある説明事項	塩害に対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	航空機落下	SA特有の説明事項	SAでは人為事象としての航空機落下及び航空機落下に伴い発生する航空機墜落火災は、発生の可能性から環境条件として考慮していない	-	
	有毒ガス	DBと関連性のある説明事項	有毒ガスに対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	敷地内における化学物質の漏えい	DBと関連性のある説明事項	敷地内における化学物質の漏えいに対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	電磁的障害	DBと関連性のある説明事項	電磁的障害に対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	近隣工場等の火災	SA特有の説明事項	SAでは人為事象としての近隣工場等の火災は、発生の可能性から環境条件として考慮していない	-	
	爆発	SA特有の説明事項	SAでは人為事象としての爆発は、発生の可能性から環境条件として考慮していない。	-	
	内部発生飛散物	DBと関連性のある説明事項	内部発生飛散物に対する設計上の考え方はDB&SAで差が生じるものではない（設備の機能、構造で決まるもの）ことから、DBSA合わせて設計内容を説明する。	-	
	設計を超える火山	DBと関連性のある説明事項	設計基準より厳しい条件の要因となる事象でありDBでは想定していないが、降下火砕物の積載荷重、フィルタ等の目詰まりに対する設計に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある ⇒降下火砕物等に対する設計対応についての内容であることから「環境条件（火山の影響）」と合わせて比較	-	
	操作性の確保	操作の確実性	SA特有の説明事項	中央制御室における操作が主のDB&SAは異なり、SAは現場操作が主であることからSA特有の説明事項	-
		系統の切替性	SA特有の説明事項	中央制御室における操作が主のDB&SAは異なり、SAは現場操作が主であることからSA特有の説明事項	-
		可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性	SA特有の説明事項	可搬型と常設の接続に関する内容でありSA特有の説明事項	-
		再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	SA特有の説明事項 一部、DBと関連性のある説明事項	中央制御室における操作が主のDB&SAは異なり、SAは現場操作が主であることからSA特有の説明事項。なお、溢水時におけるアクセス性の確保についてはDBと類似の内容を含むため「溢水」と合わせて整理する。	-
試験・検査性	DBと関連性のある説明事項	SA設備の維持管理に関する内容であり、DBにおいても類似する内容がある。ただし、設計方針自体は試験・検査性を確保することであってDBSAに差はなく、その具体は共通1.2として説明することになるため、設計プロセスの比較は省略する。	-		
地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	DBと関連性のある説明事項	1.2Ssに対する耐震性の確保に関する内容でありSA特有の内容ではあるが、耐震性の確保そのもの及び随伴して発生する波及的影響（竜巻防護対策がSA設備に与える波及的影響を含む）は「地震（1.0Ss）」と合わせて整理でき、同様に随伴して発生する溢水、化学薬品漏えいも「溢水、化学薬品漏えい」と合わせて整理することから、本項目としての設計プロセスの比較は省略する。	-		
可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	DBと関連性のある説明事項	可搬型SA設備の火災防護はSA特有の内容ではあるが、火災の発生防止、感知、消火といった設備対応はDB又は常設SAと同じ内容であることから「内部火災」と合わせて整理する。また、DB又は常設SAと説明項目の差がないことから本項目としての設計プロセスの比較は省略する。	-		

※「設計プロセス比較」の欄で「要」と整理した説明事項については、「設計基準と併せて評価等を行う項目に係る設計説明事項の整理」で整理を行う対象。

(具体的な分類の考え方)

- ➡新規基準での規則要求の追加、変更等に係る事項については、新たな要求事項を外部衝撃等による損傷の防止のような外的事象と溢水等による損傷の防止、火災等による損傷の防止のような内的事象、重大事故に大きく分類する。
- ➡外的事象としては、外部衝撃による損傷の防止の追加要求に対し、新たに設置する設備（対策設備）と既設設備（防護対象等）で設計が異なることから、「対策設備」、「防護対象等」に分類する。  
なお、外部衝撃による損傷の防止の要求で対処機能を期待する設備には、当該条文要求で新規に設置する設備、他条文要求で設置する設備に対処機能を期待する設備（建屋、給気ユニット等）または追加対策（耐火塗装、遮熱板等）を実施する設備があるが、「対策設備」として分類するのは外部衝撃による損傷の防止の要求で新規に設置する設備とし、それ以外の他条文要求で設置する設備は「防護対象等」に分類する。
- 防護対象等については、外部衝撃に対して自ら耐える設計とする屋外設備と建屋内に収納することで防護する屋内設備で設計が異なることから、「屋外」、「屋内」に分類する。
- 屋外の防護対象等については、外部衝撃（竜巻）に対して考慮すべき事項として、構造強度設計等において建屋と機器・配管で構造設計等の説明が異なることから、「建屋」、「機器・配管」に分類する。
- 屋内の防護対象等のうち、外部衝撃による損傷の防止に係る気圧差評価の対象となる設備またはばい煙等の侵入を防止するために建屋内の換気系統等に設置するフィルタ等は、屋内の設備が設計荷重に対し自ら耐える構造とすることまたはフィルタ等を必要な箇所に配置する必要があるため、外的事象の防護対象等の「屋内」で分類する。なお、本設備以外は、内的事象（溢水等による損傷の防止等）に係る説明内容（機能喪失高さの設定等）が主に説明する事項となるため、内的事象の屋内で分類する。

【分類毎の設計項目の主な違い（添付－1の整理結果の考察）】

- 「屋外 建屋」の分類においては、重大事故の対処に係る設計（放射性物質をセルへ導出する設計等）が一部の建屋のみ説明が必要となるが、外部衝撃、溢水等に対する説明は同様の説明となることから分類は纏めて整理する。
- 「屋外 機器・配管」の分類においては、重大事故の対処に係る設計（放射性物質をセルへ導出する設計等）、安重設備に係る設計（電磁的障害等）等が一部の設備のみ説明が必要となるが、外部衝撃（竜巻）に対する説明（構造強度設計）は同様となることから分類は纏めて整理する。
- 「屋内 機器・配管」の分類においては、安重設備（SA兼用含む）以外にばい煙等の侵入防止設計に係る非安重の給気ユニット等も纏めて分類しているが、防護対象（安重/SA）を防護するために設置するもので関連性があるため、分類は纏めて整理する。

(具体的な分類の考え方 (つづき) )

- ➡ 内的事象としては、溢水による損傷の防止、化学薬品の漏えいによる損傷の防止、火災等による損傷の防止の追加要求に対し、新たに設置する設備 (対策設備) と既設設備 (防護対象等) の設計の違い (対策設備: 守るもの、防護対象等: 守られるもの) を考慮し、「対策設備」、「防護対象等」に分けて分類する。なお、「対策設備」と「防護対象等」の分類の考え方は、外的事象と同じ考えで分類。
- 防護対象等については、内的事象に対して、流入防止対策、区域区画設定等、屋外設備と屋内設備で設計が異なることから「屋外」、「屋内」に分類する。
- 屋外の防護対象等については、流入防止対策等を考慮する「建屋」、「洞道」と区域区画設定等を考慮する「機器・配管」があり、「建屋」、「洞道」と「機器・配管」は設計が異なることから分けて分類。また、「建屋」と「洞道」は、関連条文の地震において耐震設計の方針が異なることを踏まえて「建屋」、「洞道」に分類する。
- 「建屋」、「機器・配管」については、外的事象で設定した防護対象等の屋外設備と同一の対象であり、説明の主は外的事象となることから、内的事象の防護対象等として、新たに設計説明分類は設定しない。
- 「屋内」の「防護対象等」には「機器・配管」が該当するが、火災の発生防止対策として「パネル難燃化の対象となるグローブボックス」は防護対象 (安重設備) の設計との関連性があるものではないため、「機器・配管」と別に分類する。

【分類毎の設計項目の主な違い (添付-1 の整理結果の考察) 】

- 「屋内 機器・配管」の分類においては、安重設備 (SA兼用含む) 以外に以下の設備を纏めて分類している。
  - 非安重設備 (SA兼用) ➡ 重大事故の観点で安重設備と同様な説明が必要となることから分類は纏めて整理
  - 溢水源から除外する設備 ➡ 溢水源から除外できる構造強度を有することの説明が必要となるが、防護対象の機器・配管の耐震評価方法と同様であることから分類は纏めて整理
  - 非安重設備 (貯蔵等の火災防護対象施設) ➡ 火災区域・区画の設定については安重と同様の説明となることから分類は纏めて整理

(具体的な分類の考え方 (つづき) )

- ➡重大事故としては、第36条 (重大事故等対処設備) が要求する「多様性・位置的分散」、「環境条件等」、「悪影響防止」及び「操作性・試験検査性」に適合した構造設計となっていることを説明する観点で設計説明分類を設定する。
- 第36条要求のうち、考慮すべき事項 (自然現象、人為事象等) との関係で設計方針を整理する必要がある「多様性、位置的分散等」、「環境条件」、「悪影響防止」、「操作性・試験検査性 (アクセスルート) 」については、考慮すべき事項によってもたらされる環境条件が屋外と屋内で異なることから、「屋外」と「屋内」を分けて整理する。
- 「屋外」、「屋内」の分類に対して、構造強度設計等において「建屋」と「機器・配管」で構造設計等の説明が異なることから、「建屋 (アクセスルート含む) 」、「機器・配管」に分類する。また、「屋外アクセスルート」は特有で説明することがあるため別に分類する。
- 常設、可搬の違いについては、設備等の構造に応じた設計を講じる必要はあるものの、考慮すべき事項に対応するという点では同じであるため合わせて設計を説明することとする (新たな分類はしない) 。
- ➡上記以外の要求の追加、変更等に係る事項である以下については、個別に要求事項と構造設計等の関連性を説明することにより適合性説明が明確になるものは個別の設計説明分類を設定する。また、重大事故に関連する場合は重大事故等対処設備も含めて分類する。
- 電気設備に対するHEAF・一相開放故障対策等の要求および重大事故要求
  - ⇒設計基準としては電気設備特有の要求事項として設計説明分類を個別に設定するとともに、重大事故要求も関連するため、重大事故等対処設備 (電源設備) も含めて個別に設定
- 緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設ける等の要求および重大事故要求
  - ⇒新設設備であり、緊急時対策所特有の要求事項として設計説明分類を個別に設定するとともに、重大事故要求も関連するため、重大事故等対処設備 (緊急時対策所) も含めて個別に設定
- 放射線管理施設に対する伝送の多様化等の要求および重大事故要求
  - ⇒設計基準としては放射線管理施設特有の要求事項として設計説明分類を個別に設定するとともに、重大事故要求も関連するため、重大事故等対処設備 (監視測定設備) も含めて個別に設定
- 外部状況の監視カメラの設置に係る要求、制御室に対する有毒ガス対応に係る要求および重大事故要求
  - ⇒制御室特有の要求事項として設計説明分類を個別に設定するとともに、重大事故要求も関連するため、重大事故等対処設備 (制御室) も含めて個別に設定
- 通信連絡設備の設置に係る要求および重大事故要求
  - ⇒大部分が新設設備であり、通信連絡設備特有の要求事項として設計説明分類を個別に設定するとともに、重大事故要求も関連するため、重大事故等対処設備 (通信連絡設備) も含めて個別に設定

(具体的な分類の考え方(つづき))

- ➡防護対象(安重等)に該当しない非安重の設備であり、かつ、個別条文の要求にも関連しない非安重/耐震B、Cクラス(波及)の耐震再評価が必要となる設備は、耐震として分類を設定する。
  - 当該分類に該当する設備は機器が該当するため、「機器」として分類を設定。
  - また、耐震評価の前提条件(地下水位の維持)に係る設備として、「地下水排水設備」の分類を設定。
- ➡新規制基準の規則要求の追加、変更等に係らず設計変更等を行った事項については、当該変更により新規制基準の変更なし条文に対する適合説明が必要となるものは個別に分類を設定。また、他の設計変更等を行った事項と併せて説明することが可能なものは纏めて分類を設定。
  - 「敷地の面積及び形状の変更による変更」は、既認可の遮蔽評価に影響を与えないこと説明する必要があるが、遮蔽の説明としては「第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力変更」においても説明が必要となることから纏めて分類(個別に分類しない)
  - 「固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更」は、建屋内の安重設備であり、外部衝撃、溢水等の説明は他の建屋内の安重設備と同様な説明となるため、外的事象 屋内 機器・配管で併せて説明。
  - 「第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力変更」は、保管能力の変更に伴い規則要求に変更がない条文(第25条保管廃棄施設等)及び「敷地の面積及び形状の変更による変更」を考慮した遮蔽評価の説明が必要となることから、「第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力変更」に係る低レベル固体廃棄物貯蔵エリア(第1貯蔵系)等及び「敷地の面積及び形状の変更による変更」に係る遮蔽設備で個別に設定
  - 「MOX燃料加工施設との共用及び取り合いに係る変更」は、新規制基準の規則要求の追加、変更等に係る設計変更の共用(第16条安有)と同様の説明となることから、各分類の関連条文として説明(個別に分類しない)
  - 「使用済燃料の冷却期間の変更」は、冷却期間の変更はあるものの、設計基準の設計は旧申請書における設計条件を維持する方針のため、個別に分類しない
  - 「安全冷却水系冷却塔の設置位置の変更」は、設置位置の変更に伴い新たに冷却塔を新設するため、変更なし条文(第10条(閉じ込め等)の説明が必要となるが、変更なし条文の設計内容(崩壊熱除去能力)は既設から変更はなく、外部衝撃等の説明が主な説明内容となるため、外的事象 屋外 機器・配管に併せて説明。
  - 「試薬貯槽の地下化」は、設置位置の変更に伴い新たに試薬貯槽を新設するため、変更なし条文(第16条(安全機能を有する施設)の個別項目)の説明が必要となることから個別に設定
- ◆ 分類ごとの主条文、関連条文の紐づけ
- ◆ 主条文、関連条文において説明する設計内容の紐づけ
- ➡分類ごとの主条文、関連条文および設計内容の紐付けについては、別途説明する。



屋内アクセスルート含む

外的事象と併せて説明（内的事象としての設計説明分類は設定しない）

屋内アクセスルート含む

溢水源から除外する設備（溢水）、貯蔵設備等の防護対象（火災）、ユーティリティ設備等の共用要求が追加された設備を含む

外的事象 防護対象等 屋内 機器・配管に併せて説明  
敷地の面積等の変更に係る事項を含む

外的事象 防護対象等 屋外 機器・配管に併せて説明

## 添付ー 1 設計項目および設計説明分類の関係整理に係るマトリクス表

➡P9に示した設計説明分類に含まれる主な設備を表-1に示す。

➡設計説明分類が妥当であることを確認するために、共通12 資料3の変更事項として説明が必要となる設計項目との関連性を「設計項目および設計説明分類の関係整理に係るマトリクス表」に示す。

- 共通12 資料3の変更事項として整理が必要となる設計項目を条文ごとの基本設計方針に基づき整理する。(縦軸)
- 各設計項目と表-1に示した設備(設計説明分類)の関係を整理するために、各設計項目との関係をマトリクス表で整理。(横軸の○付け)

表-1 設計説明分類ごとの主な設備

項目	設計説明分類	主条文	設備の具体例	
1	飛来物防護ネット	第8条(竜巻)	非安重	飛来物防護ネット(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A,B)等
2	飛来物防護板	第8条(竜巻)	非安重/(SA)	飛来物防護板(主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 主排気筒周り)等
3	外的事象_防護対象等_屋外_建屋(DB/SA兼用)	第8条(竜巻)	安重/SA(建屋(屋内アクセスルート含))	前処理建屋等
			非安重/SA(建屋(屋内アクセスルート含)):安重設備を収納する非安重建屋、波及影響を考慮する建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋等
			非安重(基本設計方針のみ):上記以外の非安重建屋	低レベル廃液処理建屋等
4	外的事象_防護対象等_屋外_機器・配管(DB/SA兼用)	第8条(竜巻)	安重/SA	主排気筒等
			非安重(波及設備)/SA(内的)	北換気筒
			非安重(共用)	燃料貯蔵設備
			非安重(基本設計方針のみ)	純水貯槽等
5	外的事象_防護対象等_屋内_機器・配管(DB/SA兼用)	第8条(竜巻)	安重/SA(外気と繋がっている屋内設備)	収納管、セル排風機等
			非安重(給気ユニット)	給気ユニット

表-1 設計説明分類ごとの主な設備（つづき）

項目	設計説明分類	主条文	設備の具体例	
6	溢水対策設備	第12条（溢水）	非安重/(SA)（溢水対策設備）	溢水防護板等
			非安重/(SA)（化学薬品対策設備）	薬品防護板
7	火災防護設備_火災感知設備	第11条（内部火災）	非安重/(SA)	炎感知器、煙感知器等
8	火災防護設備_消火設備	第11条（内部火災）	非安重/(SA)	二酸化炭素消火設備等
9	火災防護設備_影響軽減設備	第11条（内部火災）	非安重	一時間耐火壁、火災区域構造物及び火災区画構造物等
10	内的事象_防護対象等_屋外_洞道	第12条（溢水）	安重/SA	分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道等
			非安重/SA（洞道）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道等
11	内的事象_防護対象等_屋内_機器・配管（DB/SA兼用）	第12条（溢水）	非安重/SA	凝縮廃液受槽セル漏えい液受皿等
			非安重/（SA）（溢水源から除外する設備）	主配管（溶液保持系）等
			非安重（貯蔵設備等の防護対象（火災））	低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（第1低レベル廃棄物貯蔵系）等
			非安重（ユーティリティ設備等の共用）	海洋放出管理系の主配管（低レベル廃液処理系）等
			非安重/SA（内的）	エンドピース酸洗浄槽等
非安重（基本設計方針のみ）	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン等			
12	内的事象_防護対象等_屋内_難燃化の対象となるGB	第11条（内部火災）	非安重（パネル難燃化の対象となるGB）	機器調整用グローボックス等
13	重大事故_屋外_建屋（SA専用）	第36条（重大事故）	SA（建屋（屋内アクセスルート含））	第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所
14	重大事故_屋外_機器・配管（SA専用）	第36条（重大事故）	SA（屋外_可搬）	運搬車等
15	重大事故_屋外_屋外アクセスルート	第36条（重大事故）	SA（屋外アクセスルート）	ホイールローダ
16	重大事故_屋内_機器・配管（SA専用）	第36条（重大事故）	SA（屋内_常設）	凝縮器、セル導出ユニットフィルタ等
			SA（屋内_可搬）	可搬型建屋内ホース等
			SA（屋内_常設_内的SA）	代替可溶性中性子吸収材緊急供給相等
			SA（屋内_可搬_内的SA）	可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計等

表-1 設計説明分類ごとの主な設備（つづき）

項目	設計説明分類	主条文	設備の具体例	
17	電気設備	第29条（保安電源） / 第46条（電源）	安重(HEAF)/SA（内的）	6.9kV非常用メタクラ等
			非安重（HEAF、一相開放）)/SA（屋内_内的）	1号,2号受電変圧器等
			非安重（HEAF、一相開放）)/SA（屋外_内的）	受電開閉設備等
			非安重（屋内_共用）	所内低圧系統、空気圧縮機
			非安重（屋外_共用）	燃料貯蔵設備
			SA（屋内_常設）	重大事故対処用母線分電盤
			非安重/SA（屋内_内的）	所内高圧系統、所内低圧系統等
			SA（屋内_可搬）	可搬型発電機、可搬型分電盤等
			SA（屋外_常設）	第1軽油貯槽、第2軽油貯槽
			SA（屋外_可搬）	軽油用タンクローリ、燃料補給用可搬型ホース
18	緊急時対策所	第30条（緊時） / 第50条（緊対）	非安重（緊急時対策建屋（アクセスルート含）） / SA	緊急時対策建屋
			非安重（避難用照明）	誘導灯、非常灯
			非安重/SA（緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備）	緊急時対策建屋送風機、緊急時データ収集装置（DB）盤等
			非安重/SA（屋内_可搬）	可搬型酸素濃度計等
			SA（屋外_常設）	重油貯槽等
			SA（屋外_可搬）	可搬型ガストモニタ等
			SA（屋内_常設）	緊急時対策建屋加圧ユニット等
SA（屋内_可搬）	可搬型発電機等			

表-1 設計説明分類ごとの主な設備（つづき）

項目	設計説明分類	主条文	設備の具体例	
19	放射線管理施設	第21条（放管） /第49条（監視）	非安重（伝送2重化、共用）/SA	モニタリングポスト等
			安重/SA	主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）
			非安重/SA（屋内_常設_内的）	核種分析装置（アルファ線用）
			非安重/SA（屋外_可搬）	放射能観測車搭載機器等
			非安重（屋内_常設_共用）	入隊域管理装置等
			非安重（屋内_可搬_共用）	ガンマ線用サーベイメータ等
			非安重（屋外_常設_共用）	積算線量計、気象観測設備（温度計）
			SA（屋内_可搬）	可搬型ダストモニタ等
			SA（屋外_可搬）	監視測定用運搬車
20	制御室	第23条（制御室等） /第48条（制御室）	安重（中央制御室の換気設備）/SA（常設_内的）	中央制御室送風機等
			非安重（制御室の換気設備）/SA（常設_内的）	制御室排風機等
			非安重（制御室遮蔽設備）/SA（常設）	制御室遮蔽設備
			非安重（外部状況の監視カメラ）	監視カメラ、気象盤
			非安重（照明）	蓄電池内蔵照明等
			安重/SA（常設_内的）	安全系監視制御盤、放射線監視盤
			非安重/SA（常設_内的）	監視制御盤、環境監視盤、放射線監視盤
			SA（屋内_常設）	情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置
			SA（屋内_可搬）	代替制御室送風機等
			SA（屋外_可搬）	情報把握計装設備可搬型発電機等
21	通信連絡設備	第31条（通信） /第51条（通信）	非安重/SA（常設）	統合原子力防災ネットワークIP電話等
			非安重/SA（内的）	ファクシミリ、ページング装置、一般加入電話等
			SA（屋内_常設）	代替通話系統
			SA（屋内_可搬）	可搬型トランシーバ、可搬型衛星電話、可搬型通話装置

表-1 設計説明分類ごとの主な設備（つづき）

項目	設計説明分類	主条文	設備の具体例	
22	耐震_機器	第6条（地震）	非安重（耐震評価のみ）	燃料横転クレーン等
			非安重/(SA)（地下水排水設備）	地下水排水設備(精製建屋周り)等
23	耐震_地下水排水設備	第6条（地震）	(SA)（地下水排水設備）	地下水排水設備(第2保管庫・貯水所周り)
(項目5に含める)	固化セル圧力放出系のフィルタ2段化	第12条（溢水）	安重（固化セルフィルタ2段化）	固化セル圧力放出系前置フィルタユニット
24	廃棄物貯蔵系の増容量等	第27条（遮蔽）	非安重（屋外_増容量に係る設備）	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋
			非安重（屋内_増容量に係る設備）	低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（第1貯蔵系）
			安重（遮蔽設備）	遮蔽設備（前処理建屋、分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道）等
			非安重（遮蔽設備）	遮蔽設備(第2低レベル廃棄物貯蔵建屋)等
26	試薬貯槽（地下化）	第16条（安有）	非安重（試薬貯槽地下化）	TBP受入れ貯槽等
(項目4に含める)	冷却塔（移設）	第8条（竜巻）	安重（冷却塔移設）	安全冷却水A冷却塔



マトリクス表内の凡例 ○：設計項目の対象となる分類 -：対象外 ○/○：DBの対象/SAの対象		設計説明分類	外的事象													内的事象														
			対策設備		防護対象等									対策設備		防護対象等														
			飛来物防護ネット	飛来物防護板	屋外			屋内			屋外			屋内			雨水対策設備	火災防護設備			屋外			屋内						
					建物 (DB/SA兼用)			機器・配管 (DB/SA兼用)			機器・配管 (DB/SA兼用)			機器・配管 (DB/SA兼用)				火災感知設備	消火設備	影響軽減設備	消遣			機器・配管 (DB/SA兼用)			継続化の対象となるGB			
主条文	第8条 (電巻)	第8条 (電巻)	第8条 (電巻)			第8条 (電巻)			第8条 (電巻)			第12条 (雨水)			第11条 (内部火災)	第11条 (内部火災)	第11条 (内部火災)	第12条 (雨水)			第12条 (雨水)			第11条 (内部火災)						
屋外/屋内	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋外	屋内	屋内	屋内	屋外/屋内	屋外/屋内	屋外/屋内	屋外	屋外	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	
安重/非安重/SA	安重	非安重/(SA)	安重/SA (建物(屋内アクセルコート含))	非安重/SA (建物(屋内アクセルコート含))	非安重 (基本設計方針のみ)	安重/SA (波及設備)/SA (内的)	非安重 (共用)	非安重 (基本設計方針のみ)	安重/SA (外気と繋がっている屋内設備)	非安重 (給気ユニット等)	非安重/(SA) (雨水対策設備)	非安重/(SA) (化学薬品対策設備)	非安重/(SA)	非安重/(SA)	非安重	安重/SA (河運)	非安重/SA (河運)	安重/SA	非安重/SA	安重/SA	非安重/SA	非安重/(SA) (溶媒系から除外する設備)	非安重 (貯蔵設備等の防護対象(火災))	非安重 (ユーティリティ設備等の共用)	非安重/SA (内的)	非安重 (基本設計方針のみ)	非安重 (バネル継続化の対象となるGB)			
常設/可搬	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設		
新設/改造/既設	新設	新設	既設	既設	既設	新設/改造/既設	改造/既設	既設	既設	既設	既設/改造	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設		
設備例	飛来物防護ネット (使用消燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却系冷却塔A,B) 等	飛来物防護板(主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 主排気筒用)等	前処理建屋等	使用消燃料受入れ・貯蔵建屋等	低レベル廃液処理建屋等	冷却塔、主排気筒等	北換気筒	燃料貯蔵設備	純水貯槽等	収納管、セル排風機等	給気ユニット	雨水区画構築物(堰、蓋等)、溢水防護板等	薬品防護板	炎感知器、煙感知器等	二酸化炭素消火設備等	一時閉鎖火災、火災区域構築物及び火災区画構築物等	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋等	使用消燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却系冷却塔A,B 基礎間河運等	溶解槽等	減粘廃液受槽セル漏えい液受皿等	主配管(溶液保持系)等	低レベル固体廃棄物貯蔵エリア(第1低レベル廃棄物貯蔵系)等	海洋放出管理系の主配管(低レベル廃液処理系、常用空気圧縮機等)	エンドピース洗浄槽等	使用消燃料輸送容器管理建屋天井クレーン等	機器調整用グロブボックス等				
第8条(火山)/第36条(重大事故)	DB: 屋外の防護対象施設の短期での腐食防止設計 (塗装若しくは腐食し難い金属の使用) SA: 屋外の重大事故等対処施設の短期での腐食防止設計 (塗装若しくは腐食し難い金属の使用)																													
第8条(火山)/第36条(重大事故)	DB: 防護対象施設等への波及影響を考慮する施設の短期での腐食防止設計 (塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水設計) SA: 重大事故等対処施設等への波及影響を考慮する施設の塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水による短期での腐食防止設計	○/-	○/○	-	○/○	-	○/○	-	○/○	-																				
第8条(火山)/第36条(重大事故)	DB: 使用消燃料収納キャスクを収納する建屋の外壁塗装及び屋上防水による短期での腐食防止設計 SA: 防護対象施設を収納する建屋の降下火砕物の侵入防止設計 (防雪フードの設置)	-	-	○/○	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(火山)/第36条(重大事故)	DB: 防護対象施設を収納する建屋の換気設備給気系等、冷却塔の降下火砕物の侵入防止設計 (フィルタの設置等) SA: 重大事故等対処施設を収納する建屋、緊急時対策建屋用発電機の換気設備給気系等の降下火砕物の侵入防止設計 (フィルタの設置)	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(火山)	DB: 貯蔵ピットの冷却空気流路の閉塞を防止する設計 (貯蔵ピットの下部に空間を設ける設計)	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(火山)	DB: 降下火砕物の空気の流路となる防護対象施設及び屋外の防護対象施設の腐食し難い又は摩耗し難い構造とする設計 (塗装若しくは腐食し難い金属の使用等)	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(火山)	DB: 降下火砕物による間接的影響に対する設計 (降下火砕物による間接的影響を考慮しても、非常用ディーゼル発電機等の7日間電源の供給が継続できる設計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(火山)/第36条(重大事故)	DB: 制御室換気設備の再循環できる設計 (外気との連絡口を遮断し、大気汚染から居住性を確保できる設計) SA: 制御室換気設備、緊急時対策建屋換気設備の再循環できる設計 (外気との連絡口を遮断し、大気汚染から居住性を確保できる設計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)/第36条(重大事故)	DB: 防護対象施設を収納する建屋の外部火災の影響に対する構造強度設計 SA: 重大事故等対処施設を収納する建屋の外部火災の影響に対する構造強度設計	-	-	○/○	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)/第36条(重大事故)	DB: 屋外の防護対象施設の外側火災の影響に対する構造強度設計 SA: 屋外の常設重大事故等対処施設の外側火災の影響に対する構造強度設計	-	-	-	-	-	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)	DB: 耐火塗装又は遮熱層による熱影響対策	○/-	○/-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)	DB: 使用消燃料収納キャスクを収納する建屋の構造強度設計	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)/第36条(重大事故)	DB: 建屋に収納され防護される防護対象施設の外側火災に対する配置設計 SA: 建屋に収納され防護される重大事故等対処施設の外側火災に対する配置設計	-	-	-	-	-	-	-	-	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/○	-/○	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)	DB: 非常用ディーゼル発電機の外部火災の影響に対する構造強度設計 (フィルタ又はワイヤネットの設置含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)	DB: 飛来物防護板等の輻射熱に対する構造強度設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)/第36条(重大事故)	DB: 防護対象施設を収納する建屋、安全圧縮空気系の空気圧縮機の給気系のばい煙の侵入防止設計 (フィルタ設置) SA: 重大事故等対処施設を収納する建屋の給気系のばい煙の侵入防止設計 (フィルタ設置)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)/第36条(重大事故)	DB: 中央制御室換気設備のばい煙の侵入防止設計 (フィルタ設置) SA: 中央制御室換気設備のばい煙の侵入防止設計 (フィルタ設置)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(外火)/第36条(重大事故)	DB: 制御室換気設備の再循環できる設計 (外気との連絡口を遮断し、大気汚染から居住性を確保できる設計) SA: 制御室換気設備、緊急時対策建屋換気設備の再循環できる設計 (外気との連絡口を遮断し、大気汚染から居住性を確保できる設計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(航空機)	DB: 分散配置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第8条(落雷)/第36条(重大事故)	DB: 防護対象施設の雷撃対策 SA: 常設重大事故等対処施設の雷撃対策	○/- (避雷針、接地網)	-	○/○ (避雷針、接地網)	○/○ (避雷針、接地網)	-	○/○ (避雷針、接地網)	○/○ (避雷針、接地網)	-	○/○ (避雷針、接地網)	○/○ (避雷針、接地網)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第8条(落雷)/第36条(重大事故)	DB: 防護対象施設の間接雷対策 SA: 常設重大事故等対処施設の間接雷対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	













マトリクス表内の凡例 ○：設計項目の対象となる分類 －：対象外 ○/○：DBの対象/SAの対象		設計説明分類																												個別条文																			
		重大事故														電気設備														緊急時対策所										放射線管理施設									
		屋外							屋内							機器・配管 (SA専用)							電気設備							緊急時対策所							放射線管理施設												
		屋外 (SA専用)	機器・配管 (SA専用)	屋外アクセラレーター	機器・配管 (SA専用)				第29条 (保安電源) / 第46条 (電源設備)														第30条 (緊急時対策所) / 第50条 (緊急時対策所)							第21条 (放射線管理施設) / 第49条 (監視測定設備)																			
第36条 (重大事故)	第36条 (重大事故)	第36条 (重大事故)	第36条 (重大事故)				第29条 (保安電源) / 第46条 (電源設備)														第30条 (緊急時対策所) / 第50条 (緊急時対策所)							第21条 (放射線管理施設) / 第49条 (監視測定設備)																					
屋外	屋外	屋外	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋外	屋内	屋内	屋内	屋内	屋外	屋外	屋外	屋内	屋内	屋外	屋内	屋内	屋内	屋外	屋内	屋内	屋外	屋内	屋内	屋外	屋内	屋内																	
SA (建屋 (屋内アクセラレーター含む))	SA (屋外、可搬)	SA (屋外アクセラレーター)	SA (屋内、常設)	SA (屋内、可搬)	SA (屋内、常設)	SA (屋内、可搬)	SA (屋内、可搬)	SA (屋内、可搬)	SA (屋内、可搬)	安室 (HEAF)/SA (内の)	非安室 (HEAF、一相開放) / SA (内の)	非安室 (HEAF、一相開放) / SA (内の)	非安室 (HEAF、一相開放) / SA (内の)	非安室 (屋内、共用)	非安室 (屋外、共用)	SA (屋内、常設)	非安室/SA (内の)	SA (屋内、可搬)	SA (屋外、常設)	SA (屋外、可搬)	非安室 (緊急時対策建屋 (アクセラレーター含む) / SA)	非安室 (避難用照明)	非安室/SA (緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報処理設備)	非安室/SA (屋内、可搬)	SA (屋外、常設)	SA (屋外、可搬)	SA (屋内、常設)	SA (屋内、可搬)	非安室 (伝送2重化、共用) / SA	安室/SA	非安室/SA (屋内、常設、内の)	非安室/SA (屋外、可搬)	非安室 (共用)	非安室 (共用)	非安室 (共用)	SA (屋内、可搬)	SA (屋外、可搬)												
常設	可搬	可搬	常設	可搬	常設	可搬	常設	可搬	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	常設	可搬	常設	常設	可搬	常設	可搬	常設	可搬	常設	可搬	常設	可搬	常設	可搬	常設	可搬	常設	可搬	常設	可搬												
新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	改造/既設	改造/既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設											
第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所														
第8条(落雷)/第36条 (重大事故)	DB: 防護対象施設の落雷に対する配置設計 SA: 重大事故等対処設備の落雷に対する配置設計	DB: 屋内の安置設備 SA: 屋内の常設/可搬SA設備	-	-	-	-	-	-	-	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
第8条(その他)風(台風)/第36条 (重大事故)	DB: 風 (台風) に対する防護対策 SA: 風 (台風) に対する防護対策	第8条 (電巻) で説明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
第8条(その他)凍結/第36条 (重大事故)	DB: 凍結に対する防護対策 (建屋内への収納、給気加熱) SA: 凍結に対する防護対策 (建屋内への収納、給気加熱)	DB: 屋内の安置設備、安置設備を収納する建屋の給気ユニット等 SA: 屋内の常設/可搬SA設備	-	-	-	○/○	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)凍結/第36条 (重大事故)	DB: 凍結に対する防護対策 (保温、不凍液の使用等の凍結防止措置)	DB: 屋内の安置設備のうち凍結のおそれがある設備 (冷却塔)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)高温/第36条 (重大事故)	DB: 高温に対する防護対策 SA: 高温に対する防護対策	DB: 屋内の安置設備、屋外の安置設備 SA: 屋内のSA設備、屋外のSA設備	-	-	-	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)漏水/第36条 (重大事故)	DB: 漏水に対する防護対策 (貫通部止水処理) SA: 漏水に対する防護対策 (貫通部止水処理)	DB: 安置設備を収納する建屋、潤滑 SA: SA設備を収納する建屋、潤滑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)漏水/第36条 (重大事故)	DB: 漏水に対する防護対策 (保護構造、吹き上げ) SA: 漏水に対する防護対策 (保護構造、吹き上げ)	DB: 屋外/安置 SA: 屋外のSA設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)積雪/第36条 (重大事故)	DB/SA: 積雪に対する防護対策 (建屋内に収納、防雪フードの設置)	DB/SA: 第8条 (火山) に記載	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)積雪/第36条 (重大事故)	DB: 積雪に対する防護対策 (給気加熱、吹き上げ) SA: 積雪に対する防護対策 (給気加熱、吹き上げ)	DB: 屋外の安置設備、安置設備を収納する建屋の給気ユニット等 SA: 屋外のSA設備、SA設備を収納する建屋の給気ユニット等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)生物学的事象/第36条 (重大事故)	DB: 生物学的事象に対する防護対策 (ハードスクリーン、建屋貫通部の止水処理等) SA: 生物学的事象に対する防護対策 (ハードスクリーン、建屋貫通部止水処理等)	DB: 安置設備を収納する建屋、絶水処理設備、屋外の安置設備、屋外の電気設備、受電閉鎖設備、安置設備を収納する建屋の給気ユニット等 SA: SA設備を収納する建屋、屋外のSA設備、SA設備を収納する建屋の給気ユニット等 (※内のSA含む)	-	-	-	-	-	-	-	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)塩害/第36条 (重大事故)	DB: 塩害に対する防護対策 (塗装、腐食しにくい金属の使用、給気フィルタ) SA: 塩害に対する防護対策 (塗装、腐食しにくい金属の使用、給気フィルタ)	DB: 屋外/安置、受電閉鎖設備、収納管及び通風管、安置設備を収納する建屋の給気ユニット等 SA: 屋外/SA、非安置 (給気ユニット等) (※内のSA含む)	-	-	-	-	-	-	-	○/○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)有毒ガス/第36条 (重大事故)	DB: 有毒ガスに対する防護対策設計 SA: 有毒ガスに対する防護対策設計	DB: 中央制御室の換気設備、制御室の換気設備、緊急時対策建屋換気設備 SA: 中央制御室の換気設備、制御室の換気設備、緊急時対策建屋換気設備 (※内のSA含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)電磁的障害	DB: 電磁的障害に対する防護対策設計 SA: 電磁的障害に対する防護対策設計	DB: 屋外/安置 (計測制御設備)、屋内/安置 (計測制御設備、安全保護回路) SA: 屋外/SA (計測制御設備)、屋内/SA (計測制御設備、安全保護回路) ※内のSA含む	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第8条(その他)化学物質の漏えい/第36条 (重大事故)	DB: 化学物質の漏えいに対する防護対策設計 SA: 化学物質の漏えいに対する防護対策設計	DB: 第8条 (その他) 有毒ガスに記載 SA: 第36条 (重大事故) に記載 ※内のSA含む	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第9条(不法侵入)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
第10条(閉込)	DB: 遊機熱除去に係る設計	DB: 冷却塔 (移設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
第10条(閉込)	DB: 設計基準事故時の積層低減	DB: 固化セル圧力放出計のフィルタ2段化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
第10条(閉込)	DB: 放射性物質の漏えい防止設計	DB: 非安置 (ユーティリティ設備等の共用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
第10条(閉込)	DB: 冷却能力への影響防止	DB: 異来物防護ネット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第11条(火災)/第35条 (火災)/第36条 (重大事故)	DB: 防護対象設備 (安置設備、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器) に対する火災区域・区画の設定 SA: 重大事故等対処設備に対する火災区域・区画の設定	DB: 安置設備、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器 SA: SA設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第11条(火災)/第35条 (火災)/第36条 (重大事故)	DB: 火災感知設備の選定、配置に関する設計 SA: 火災感知設備の選定、配置に関する設計	DB: 火災防護設備/火災感知設備 SA: 火災防護設備/火災感知設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第11条(火災)/第35条 (火災)/第36条 (重大事故)	DB: 固定式消火設備の選定、系統構成に関する設計 SA: 固定式消火設備の選定、系統構成に関する設計	DB: 火災防護設備/消火設備 SA: 火災防護設備/消火設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第11条(火災)/第35条 (火災)	DB: 消火水供給設備の系統構成、配置 SA: 消火水供給設備の系統構成、配置	DB: 火災防護設備/消火設備 SA: 火災防護設備/消火設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
第11条(火災)	DB: 影響軽減設備 (3時間、1時間耐火隔壁) の配置、構造設計	DB: 火災防護設備/影響軽減設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
第11条(火災)/第35条 (火災)	DB: 蓄電池内蔵型照明の性能、配置設計 SA: 蓄電池内蔵型照明の性能、配置設計	DB: 火災防護設備/消火設備 SA: 火災防護設備/消火設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
第11条(火災)	DB: グローブボックスパネルの難燃化対策	DB: パネル難燃化の対象となるグローブボックス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											













マトリクス表内の凡例 ○：設計項目の対象となる分類 -：対象外 ○/○：DBの対象/SAの対象	DB条文/SA条文 黒字：DBの設計項目 赤字：DBと関連性のあるSAの設計項目* ※(SA)の設計項目はSA時に機能を期待するDB設備に 対する設計項目 赤字：SA特有の設計項目	制居室																				前室				上記以外のその他実室									
		第23条(制居室等)/第48条(制居室)										第31条(通信連絡設備)/第51条(通信連絡設備)										第6条(地覆)		第6条(地覆)		第12条(給水)		第27条(避難)				第16条(安有)		第8条(電巻)	
		屋内	屋内	屋内	屋外	屋外	屋内	屋内	屋内	屋内	屋外	屋内(一部屋外)	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋外	屋外	屋外	屋内	屋外	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋外	屋内	屋外					
		安重(中央制居室の換気設備)/SA(常設,内)	非安重(制居室の換気設備)/SA(常設,内)	非安重(制居室避難設備)/SA(常設)	非安重(内部状況の監視カメラ)	非安重(照明)	安重/SA(常設,内)	非安重/SA(常設,内)	SA(屋内,常設)	SA(屋内,可換)	SA(屋外,可換)	非安重/SA(常設)	非安重/SA(内)	SA(屋内,常設)	SA(屋内,可換)	非安重(耐震評価のみ)	非安重/(SA)(地下水排水設備)	SA(地下水排水設備)	安重(固化セメントフィルタ2段)	非安重(増容室に係る設備)	非安重(増容室に係る設備)	安重(避難設備)	非安重(避難設備)	非安重(避難設備)	非安重(避難設備)	非安重(避難設備)	非安重(避難設備)	安重(冷却塔移設)	安重(冷却塔移設)						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする通路部又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部を確保する設計 SA：アクセスルートの設定 避難、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計	DB：設計基準を考慮した場合の屋内のアクセス通路部(安重建屋を収納する建屋内のアクセス通路部) SA：重大事故を考慮した場合の屋内のアクセス通路部(重大事故等対処設備を収納する建屋内のアクセス通路)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：屋内の防護対象施設の水、被水、蒸気影響に対する設計 SA：屋内の重大事故等対処設備の水、被水、蒸気影響に対する設計 SA①：汲み上げ、水を除去することにより直ちに機能回復する設計 SA②：外部保管エリアに予備品を保管し交換することで、直ちに機能を回復する設計	DB：屋内の安重機器 SA：屋内の常設/可換SA設備 SA①：屋内の常設SAの一部 SA②：屋内の常設/可換SA設備	○/-	-	-	-	-	-	○/-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング後の機能維持に関する設計 SA：プール水位低下時に冷却、遮断機能および未燃界を維持する設計、異常な水位低下時の燃料損傷及び臨界を防止する設計	DB：スロッシングの影響を受ける屋内の安重設備 SA：代替排水設備、漏えい抑制設備、境界防止設備、スプレイ設備	○/-	-	-	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：対策設備(壁貫通部止水処置を含む。)、防水層、水密層、埋及び床ドレン逆止弁)及び建屋内への流入防止に関する設計 SA：対策設備(壁貫通部止水処置を含む。)、防水層、水密層、埋及び床ドレン逆止弁)及び建屋内への流入防止設計	DB：屋内に安重設備を収納する建屋、河川、溢水対策設備 SA：屋内にSA設備を収納する建屋、河川、緊急時対策建屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：屋外の防護対象施設の水、被水、蒸気影響に対する設計 SA：屋外の重大事故等対処設備の水、被水、蒸気影響に対する設計	DB：屋外の安重設備 SA：屋外の常設/可換SA設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：対策設備(緊急遮断弁)の設計 SA：対策設備(緊急遮断弁)の設計	DB：溢水対策設備(緊急遮断弁) SA：溢水対策設備(緊急遮断弁)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：対策設備(溢水防護板)の設計 SA：対策設備(溢水防護板)の設計	DB：溢水対策設備(溢水防護板) SA：溢水対策設備(溢水防護板)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：対策設備(蒸気遮断弁)の設計 SA：対策設備(蒸気遮断弁)の設計	DB：溢水対策設備(蒸気遮断弁) SA：溢水対策設備(蒸気遮断弁)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：対策設備(止水板及び蓋)の設計 SA：対策設備(止水板及び蓋)の設計	DB：溢水対策設備(止水板及び蓋) SA：溢水対策設備(止水板及び蓋)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第12条(溢水)/第36条(重大事故)	DB：溢水源から除外する耐震B、Cクラス設備の設計 SA：溢水源から除外するB、Cクラスの設計	DB：溢水源から除外するB、Cクラス設備 SA：溢水源から除外するB、Cクラス設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第13条(薬品)/第36条(重大事故)	DB：化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 化学薬品の漏えいが発生した区画を特定するためにアクセスする通路部又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部を確保する設計 SA：アクセスルートの設定 避難、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計	DB：設計基準を考慮した場合の屋内のアクセス通路部(安重建屋を収納する建屋内のアクセス通路部) SA：重大事故を考慮した場合の屋内のアクセス通路部(重大事故等対処設備を収納する建屋内のアクセス通路)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第13条(薬品)/第36条(重大事故)	DB：屋内の防護対象施設の水、被水、腐食性ガスに対する設計 SA：屋内の重大事故等対処設備の水、被水、腐食性ガスに対する設計	DB：屋内の安重機器 SA：屋内の常設/可換SA設備	○/-	-	-	-	-	-	-	○/-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第13条(薬品)/第36条(重大事故)	DB：建屋内への流入防止設計 SA：建屋内への流入防止設計	DB：屋内に安重設備を収納する建屋 SA：SA設備を収納する建屋、緊急時対策建屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第13条(薬品)/第36条(重大事故)	DB：屋外の防護対象施設の水、被水及び腐食性ガスの影響に対する設計 SA：屋外の重大事故等対処設備の水、被水及び腐食性ガスの影響に対する設計	DB：屋外の安重機器 SA：屋外の常設SA設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-						
第13条(薬品)	DB：対策設備(薬品防護板)	非安重(化学薬品対策設備)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第13条(薬品)/第36条(重大事故)	DB：化学薬品の漏えい源から除外する耐震B、Cクラス設備の設計 SA：化学薬品の漏えい源から除外する耐震B、Cクラス設備の設計	DB：屋内/非安重(化学薬品の漏えい源から除外する設備) SA：化学薬品の漏えい源から除外する耐震B、Cクラス設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第14条(通路)	避難用照明の設置	緊急時対策所、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所用の避難用照明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第14条(通路)	作業用照明の設置	照明設備(蓄電池内蔵型照明)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
第15条(安重)	DB：多重化する設計	DB：冷却塔(移設)・移設する安全冷却水系主配管	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○/-						



マトリクス表内の凡例 ○：設計項目の対象となる分類 －：対象外 ○/○：DBの対象/SAの対象		DB条文/SA条文 黒字：DBの設計項目 緑字：DBと関連性のあるSAの設計項目* 赤 (SA) の設計項目はSA時に機能を期待するDB設備に 対する設計項目 赤字：SA特有の設計項目		黒字：DBの設計項目の対象 緑字：SA：設計項目の対象* 赤 (SA) の設計項目の対象はSA時に機能 を期待するDB設備 赤字：SA特有の設計項目の対象		制居室																前室				上記以外のその他実室											
						第23条 (制居室等) /第48条 (制居室)												第31条 (通信連絡設備) /第51条 (通信連絡設備)				第6条 (地震)		第6条 (地震)		第12条 (給水)		第27条 (避難)						第16条 (安有)		第8条 (電巻)	
						屋内		屋内		屋内		屋外		屋外		屋内		屋内		屋内		屋外		屋外		屋内		屋外		屋内		屋外		屋内		屋外	
						安重 (中央制居室の換気設備) /SA (常設, 内設)	非安重 (制居室の換気設備) /SA (常設, 内設)	非安重 (制居室送風設備) /SA (常設)	非安重 (外部状況の監視カメラ)	非安重 (照明)	安重/SA (常設, 内設)	非安重/SA (常設, 内設)	SA (屋内, 常設)	SA (屋内, 可搬)	SA (屋外, 可搬)	非安重/SA (常設)	非安重/SA (内設)	SA (屋内, 常設)	SA (屋内, 可搬)	非安重 (耐震評価のみ)	非安重/SA (地下排水設備)	SA (地下排水設備)	安重 (固化セメント系フィルタ2段化)	非安重 (増容室に係る設備)	非安重 (増容室に係る設備)	安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)	非安重 (遮蔽設備)		
第36条(SA)	SA：悪影響防止設計 (内部発生飛散物による悪影響防止設計, MOX共用による悪影響防止設計)	関連するDBの設計項目 (第16条 (安有) ) と合わせてSA分を記載	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条(SA)	SA：悪影響防止設計 (DB設備への悪影響防止設計)	SA設備	—/○	—/○	—/○	—	—	—	—	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条(SA)	SA：悪影響防止設計 (可搬型放水砲の悪影響防止設計)	可搬型放水砲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条(SA)	SA：悪影響防止設計 (自然現象等の影響を踏まえた悪影響防止設計)	「環境条件等に対する機能維持設計」 にて考慮 (関連するDB条文の設計項目 と合わせて記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条(SA)	SA：環境条件等に対する機能維持設計 (自然現象等に対する設計)	関連するDBの設計項目 (第6, 8, 11, 12, 13, 16条) と合わせてSA分を記載	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条(SA)	SA：環境条件等に対する機能維持設計 (設計荷重 (電巻) の影響を踏まえた屋外の可搬型SA設備の固縛の設計)	関連するDBの設計項目 (第8条 (電巻) ) と合わせてSA分を記載	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条(SA)	SA：環境条件等に対する機能維持設計 (汽水を供給する系統の腐食に対する設計)	汽水を供給する系統のSA設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条(SA)	SA：必要な備数・容量を確保する設計	SA設備	—	—	—/○	—	—	—	—	—	—	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○					
第36条(SA)	SA：操作性及び試験・検査性を有する設計	関連するDBの設計項目 (第16条 (安有) ) と合わせてSA分を記載	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条(SA)	SA：アクセスルートを確保する設計	屋内アクセスルート SA設備を収納する 建屋 屋外アクセスルートホイールローダ なれ、建屋内の送水、薬品漏えいの影 響はDBの設計項目と合わせてSA分を記 載	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第36条 (1.25a)	SA：1.25aに対して機能を損なわない設計 (可搬型SA設備の加圧試験、波及影響)	起因系SA設備、SA設備、SA時に機能を 期待するDB設備	—	—	—/○	—	—	—	—	—	—	—/○	—/○	—/○	—	—	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○	—/○					
第39条(臨界)	SA：臨界事象に対する設計	SA：臨界事象対応に必要な設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第39条(範囲)	SA：異常範囲に対する設計	SA：異常範囲対応に必要な設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第40条(水素)	SA：水素燃焼に対する設計	SA：水素燃焼対応に必要な設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第41条(TBP)	SA：TBP等の腐蝕の急激な分解反応に対する設計	SA：TBP等の腐蝕の急激な分解反応対 応に必要な設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第42条(プール)	SA：プール水位低下に対する設計	SA：プール水位低下対応に必要な設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第43条(漏えい)	発生しない。		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第44条(放出抑制)	SA：放射性物質の放出を抑制できる設計	SA：放射性物質の放出抑制に必要な設 備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第45条(水供給)	SA：SA対応に必要な水源を確保する設計	SA：SA対応に必要な水源確保に必要な 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
第47条(計装)	SA：SA対応に必要な情報を把握できる設計	SA：SA対応に必要な情報把握に必要な 設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—/○	—/○	—/○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					